

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ガーナ国ノーザン州医療体制改善計画準備調査  
(QCBS)

調達管理番号：20a00059

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2020年7月1日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年7月1日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ガーナ国ノーザン州医療体制改善計画準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年9月 ～ 2021年9月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

### 4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【調達・派遣業務部 契約第一課 實川 真理子 [Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp](mailto:Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp)】

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部 保健第一グループ 第二チーム

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

#### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

2020年 7月 20日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)宛、CC: 担当者アドレス）

注1）電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年 7月31日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

(3) 提出先・場所：

当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

## 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある</u> 。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、本項目の評価のみをもって、 <u>業務の適切な履行が疑われるレベルにある</u> 。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

### 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

### 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年8月13日（木） 11時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 208会議室

- 1競争参加者あたり1名の参加とさせていただきます。参加される方は身分証明書をお持ちください。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公開による開封会を中止する場合があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

#### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2020年8月21日(金)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果  
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点(該当する場合)
- 3) 競争参加者の価格評価結果  
見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

#### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

##### 1) 特記仕様書(プロポーザル内容反映案)

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識(イメージ)を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更(具体的な業務内容の確定を含む。)

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書(プロポーザル内容反映案)」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書(案)が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

##### 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

##### 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください(積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません)。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト(所属先、学歴等の情報を含む。)を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

### (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

## 1 3. その他留意事項

- （1）配布・貸与資料  
当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- （2）プロポーザルの報酬  
プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- （3）プロポーザルの目的外不使用  
プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。
- （4）プロポーザルの電子データについて  
不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。
- （5）虚偽のプロポーザル  
プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約  
関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 1. プロジェクト<sup>1</sup>の背景

ガーナ国（以下、「ガーナ」）は、2015年を達成期限としたミレニアム開発目標達成への取り組みの結果、保健指標では母親と子どもの死亡率が1990年から半減するなど健康状況に改善がみられたものの、妊産婦死亡率は2005年の376から310（出生10万対）、5歳未満児死亡率は2008年の80から52（出生千対）（Ghana Maternal Health Survey, 2017）にとどまっている。また、2017年4月に実施された同国内のヘルスサミットでは、施設内妊産婦死亡率は、142から150（出生10万対）へ、同新生児死亡率は2015年の5.34から6.28（出生千対）（Health Sector Holistic Assessment 2017 Draft）へ悪化し、母子の死亡率低減のため、医療施設でのサービスの質改善が急務となっている。この課題に対し、同国は国家中期開発計画「ガーナ成長と開発アジェンダⅡ（2014-2017）」において保健を重点分野の一つと位置付け、「国家保健セクター中期開発計画2014-2017」において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を見据えた保健サービスアクセス是正及び質改善を政策目標としている。

他方、低中所得国となったガーナでは社会の移行期を迎えており、人口動態の転換から高齢化が徐々に進んでいる。また、社会経済状況の変化に伴い人々の生活が変容し、疾病構造の変化も生じておりマラリア等の感染症が依然として存在する一方で、非感染症疾患も新たな課題となりつつあり、医療費が増加の一途をたどっている。同国の低中所得国入りに伴うドナーからの支援額減少、マクロ経済の悪化等に伴い政府の財政は逼迫し、医療施設の整備や保健医療従事者の十分な人員配置がなされず、質の高い保健サービスの提供等のための資金不足が生じている。また、保健医療サービスについては地域格差が大きく、特に開発の恩恵が十分に届いていない北部では住民の貧困率は7割に達しており、地域住民への医療サービスの更なる質改善が喫緊の課題となっている。

特に、「ノーザン州医療体制改善計画」（以下、「本事業」）の対象地域であるノーザン州は、貧困率の高い北部5州の中でも基礎的な保健医療サービスが整っておらず、行政上州病院として位置付けられているタマレ中央病院の病棟の一部は築後約90年が経過し、老朽化と狭小性が問題となっている。また同病院の医療機材が不足しているため（病院全体で超音波診断装置1台、各病棟に酸素ボンベ1台等）、本来配属されるべき専門医が別病院へ異動する等の課題が発生し、州病院としての機能を十分に果たせていない。更に同病院および下位施設の設備不足により適切な治療が提供されず、患者が上位病院であるタマレ教育病院に集中しキャパシティを超えていることにより十分なサービスが提供できないため、同国全州で施設内妊産婦死亡率が最も高く（出生10万対220、Health Sector Holistic Assessment 2017 Draft）なっている。

本事業は、ノーザン州タマレ中央病院の施設と医療機材及び州内下位保健医療施設（郡病院、ポリクリニック、保健センター、クリニック）の医療機材の整備により、医療サービスの質およびリファラルの改善を図るものであり、同国の喫緊の課題である医療サービスの質の改善への取り組みを通じて、同地域の妊産婦死亡率、新生児死亡率等の保健指標の改善に寄与することを目指す事業である。これは「持続可能な開発目標(SDGs)3」にも即し、また、TICADVI（2016年）での支援方針「強靱な保健システム促進」の中でユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）重点支援国として選定された同国のUHCの実現にも貢献する。

かかる背景の下、ガーナ政府は、ノーザン州タマレ中央病院の施設及び医療機材整備、及び州内のリファラル元の保健医療施設（郡病院、ポリクリニック、保健センター、クリニック）の医療機材整備を行うことにより、同地域の医療サービスの質およびリファラルの改善を図ることを目的として、ガーナ国政府から無償資金協力の要請が日本政府に対しなされた。

<sup>1</sup> プロジェクト：「ノーザン州医療体制改善計画」

「ノーザン州医療体制改善計画協力準備調査」（以下「本調査」という。）は、要請内容の無償資金協力案件としての必要性、妥当性を確認の上、適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

なお、本調査は2019年5月に第一回概略設計調査（OD1）を実施済みである。OD1後、現地治安の状況により調査を中断していた。今般、新たな受注企業により、第二回概略設計調査（OD2）より調査を再開することとする。本文中では、調査中断前の実施済みである概略設計調査をOD1、調査再開後の概略設計調査をOD2と記載し、区別することとする。

## 2. プロジェクトの概要

### （1）プロジェクト目標

本事業はノーザン州タマレ市に位置するタマレ中央病院の施設および医療機材並びに本調査を経て選定される州内下位保健医療施設（郡病院、ポリクリニック、保健センター、クリニック）の一部への基本医療機材パッケージ（身長計、体重計、血圧計等）の整備により、医療サービスの質及びリファラルの改善を図り、もって同地域の妊産婦死亡率、新生児死亡率等の保健指標の改善に寄与するもの。

※タマレ中央病院については、母子保健に関わる機能強化を目的とした医療機材整備、それ以外の選定された下位保健医療施設については、機材パッケージ（体重計、身長計、血圧計）整備を想定している。

### （2）プロジェクトの成果

ノーザン州タマレ中央病院の施設および医療機材整備並びに州内下位保健医療施設の医療機材整備により、リファラル体制強化が図られる。

### （3）対象地域（サイト）

ノーザン州タマレ中央病院及び州内の下位保健医療施設

※但し、同国内で住民に基礎的保健医療サービスを提供する下位施設の地域保健医療施設（Community Health and Planning Service：CHPS）を除く。

タマレ州中央病院は、敷地面積約39,000平方メートル、既存施設（平屋建て）の延べ床面積約8,600平方メートル（外来部門、中央診療部門、産科部門、一般病棟、管理・サポート部門等）、病床数約140である。

### （4）OD1時の先方要請内容

施設：外来診察室（小児科、眼科、耳鼻咽喉科等）、救急救命室、検査室、X線撮影室、中央手術室、分娩室、新生児集中治療室、妊産婦病棟、小児病棟、女性病棟、男性病棟等の建設

機材：上記整備要望施設（手術部門、産科部門、小児科部門、新生児集中治療室、検査部門、病棟等）の関連機材、州内下位保健医療施設（郡病院、ポリクリニック、保健センター、クリニック）向け機材

### （5）関係官庁・機関

主管省庁：保健省

実施機関：ガーナ保健サービス（Ghana Health Service: GHS）

### （6）プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

#### 1) 我が国の主な援助活動

##### ①無償資金協力

ア) アッパーウエスト州基礎的医療整備計画（2006年）

イ) アッパーウエスト州地域保健施設整備計画（2012年）

ウ) 貧困削減戦略計画（2017年）

##### ②技術協力プロジェクト

ア) アッパーウエスト州地域保健強化プロジェクト（2006年～2010年）

イ) アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービスプロジェクト（2011年～2016年）

ウ) 北部 3 州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト (2017 年～2022 年)

エ) 母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト (2018 年～2021 年)

## 2) 他ドナーの援助活動

国連児童基金によるタマレ中央病院向けの新生児インキュベーター等の医療機材供与が行われた (2013 年: ガーナ北部・北東部における妊産婦、新生児および子どもの死亡率削減への取り組み)。

## 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理計画等の留意事項などを提案することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本調査は、ガーナ政府から要請のあった「ノーザン州医療体制改善計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がガーナ側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 調査手法、調査項目

本特記仕様書案は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書案に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案する。

### (2) 現地調査の実施方法

本業務においては、2019 年に実施された OD1 の結果を踏まえ、①概略設計の実施、準備調査報告書 (案) の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査 (OD2)、②準備調査報告書 (案) を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査 (DOD)、の 2 回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。なお、本調査実施に向けて、2018 年 8 月から 10 月にかけて、JICA ガーナ事務所が先行実施した基礎情報収集調査 (Northern Region Health Facility Assessment) (以下、事前調査) では協力対象施設と部門・機材の絞り込みのための基礎情報として、ノーザン州医療施設の一部につき機材インベントリ等の調査を行っていることから、本調査実施の基礎情報とすること。さらに、OD1 にて作成された準備調査報告書 (案) 他の資料も合わせて参考にすること。(6. 配布資料/公開資料等参照)

### (3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時、十分 JICA と協議する。

なお、特に以下の 2 つの段階においては、JICA が開催する会議等にて、必要な説明を行う。

#### 1) 現地調査 (OD2) 帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

#### 2) 現地調査 (DOD) 派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書 (案)」に基づき、計画内容を確認する。

#### (4) 調査時の留意事項

##### 1) 妥当性の再確認

ガーナ国では、施設内新生児死亡率についてはアフリカ平均に比しても指標が悪く、母子の死亡率低減のためにコミュニティレベルでの予防と合わせて医療施設でのサービスの質改善を喫緊の課題に掲げている。これらを含む当該国の国家計画及び保健医療関連計画・政策等について確認するとともに、ノーザン州における保健医療重点課題、他ドナー支援（及び計画）状況、同州の人口動態・疾病構造、タマレ中央病院の施設・運営管理状況、同州において二次リファラルと位置づけられるタマレ中央病院を中心としたリファラル体制の現状を把握するとともに、その他の州内下位保健医療施設（郡病院、ポリクリニック、保健センター、クリニック）の機材整備状況についてOD1から得られた報告書等を参照するとともに確認し、要請案件の無償資金協力としての妥当性を確認する。また、同国が定める各医療施設の設置法・基準や医療機材配置基準を確認し、事業計画に反映する。

ガーナの保健医療サービスの質の向上には、各保健医療施設における機材計画の立て方、すなわち施設・機材の選定（計画機材品目の決定及び数量の設定含む）、整備のあり方の検討が不可欠である。また、機材計画を立てるにあたっては、ガーナ国内の施工業者のレベルや調達事情について把握・検討するとともに、同国実施機関の運営及び維持管理能力を十分に確認した上で慎重に検討する必要がある。具体的には、施設・機材導入後の維持管理に係る適切な予算措置・人員配置計画の確認、導入後有効活用されるレベルの機材導入とするための医療施設及び従事者の技術的能力の確認・検証をすることにより、持続性に懸念がないか精査し、適切かつ効果的な規模の協力内容となるように留意する。

##### 2) 要請内容の確認

###### ア.協力対象サイトの選定

本調査では、ガーナ側から対象施設候補として挙げられているタマレ中央病院の施設状況や診療実績や予算・人員配置等の運営維持管理概況（同地域にて三次リファラルとして位置づけられる国立タマレ教育病院と対比させつつ）、前述の事前調査結果やOD1準備調査報告書（案）を基に、同州下位保健医療施設（郡病院 18 施設、ポリクリニック 4 施設、保健センター106 施設、クリニック 42 施設）から数か所程度選定し、調査・確認の上、人員配置（及び計画）、機材メンテナンス体制、不足機材リストアップ、他ドナーによる支援計画を確認するとともに、ノーザン州の人口動態、疾病構造、同州下位保健医療施設（郡病院、ポリクリニック、保健センター、クリニック）のリファラル体制の現状及び病院の設置法・基準との乖離状況を確認する。これらを踏まえて対象施設のキャパシティに留意しつつ施設・機材の優先順位付けを行い、協力対象サイト、範囲の絞り込みを行う。タマレ中央病院の施設建設については、母子保健に関わる機能から優先することを想定している。下位医療施設への機材調達については、郡病院は施設の機材稼働・整備状況確認後、適切な医療機材を整備、それ以下の保健医療施設については、身長計、体重計、血圧計などの基本医療機材をパッケージで整備することを想定している。

###### イ.タマレ中央病院建設予定地の状況の確認

敷地内建設予定地に関し、土地所有権の確認および既存建物等の撤去または工事中の移転の必要性の有無を確認する。併せて施設建設に必要な認可手続き、期間等を確認し、本事業への影響を整理するとともに、先方負担事項としてガーナ側に適切な対応を申し入れる。

###### ウ.タマレ中央病院施設計画の確認

ガーナ側からは、分娩室、救急救命室、手術室、新生児集中治療室、小児病棟、女性病棟、男性病棟等の建設が口頭要請されていた。現地の先行事前調査により収集した二次レベル病院における標準機材リスト或いはそれに準じる標準文書（ガーナ健康保険公社による病院認証基準）、ガーナ保健省による設置基準等を参考に、OD1において、既存施設・既存機材の状況、要請施設・機材の活用計画を確認し、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力とリファラル体制の現状を見極め、優先的に整備する部門・

病棟の特定などを行った。OD2においては、OD1の結果等を参考に、適切かつ効果的な規模の協力内容の確認を行うこととする。

#### エ. 機材計画の確認

タマレ中央病院向けの手術部門、産科部門、小児科部門、新生児集中治療室、検査部門、病棟等の関連機材、及び州内保健医療施設（郡病院、ポリクリニック、保健センター、クリニック）向け簡易機材等を想定している。病院向けの医療機材選定にあたっては二次レベル病院標準機材リストのみならず、病院全体のサービス提供内容、医療従事者の技術レベル及び消耗品およびスペアパーツ、試薬等の調達、保守管理サービスの利用を含む維持管理能力等、及びリファラル体制の現状（患者の利用状況等）を確認し、OD1の調査結果も参考に機材を選定する。

タマレ中央病院向け医療機材整備にあたっては、診察、検査、治療に必要な医療機材が要請されているが、本病院の位置づけ及び機能、病院全体のサービス提供内容並びに医療従事者の技術レベルと治療実態（患者数、疾病状況）等を確認し、さらにOD1の調査結果も参考に持続性を担保できる機材を選定する。あわせて、施設整備により整備される部門・病棟との関連、タマレ中央病院へ患者紹介を行う郡病院等医療施設のリファラル体制強化が必要な部門、また、医療機材運用のための給電状況、電圧変動、停電頻度、給水状況等を確認し、それに応じた機材計画を検討する。

州内保健医療施設（郡病院、ポリクリニック、保健センター、クリニック）向け医療機材整備にあたっては、タマレ中央病院の施設整備により整備される部門・病棟の内容、タマレ中央病院とのリファラル体制の現状等により、同体制強化が必要な部門を対象とした機材を選定する。

機材選定にあたっては、医療廃棄物の処理の要否を確認し、廃棄物処理が必要となる機材を対象外とすることとする。また、技術協力プロジェクト「アップパーウエスト州地域保健強化プロジェクト」（2006年～2010年）及び「アップパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービスプロジェクト」（2011年～2016年）、並びに無償資金協力「アップパーウエスト州基礎的医療機材整備計画」（2006年）および「アップパーウエスト州地域保健施設整備計画」（2012年）において整備した機材の内容及び現況（活用状況と課題等）を確認する。現行の技術協力プロジェクト「北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト」派遣専門家、およびUHCアドバイザー（個別専門家、2019年9月で派遣終了済）からのインタビューをOD1にて実施した。それらのインタビュー結果等も参考に追加の派遣専門家へのインタビュー等については必要性を検討の上、実施することとする。

#### オ. 運営維持管理計画・ソフトコンポーネント計画

「アップパーウエスト州基礎的医療機材整備計画」（2006年）、「アップパーウエスト州地域保健施設整備計画」（2012年）の現況や、リファラルの現状、医療従事者のキャパシティを把握した上で、運営・維持管理上の問題点を明確化し維持管理計画を検討する。必要に応じ適切な運用指導について検討するとともに、必要性が認められる場合にはソフトコンポーネント活用と計画内容を検討する。

#### カ. 州内下位保健医療施設（郡病院、保健センター、クリニック、ポリクリニック）向け機材整備の対象施設について

2018年8月から10月に実施した事前調査では協力対象機材・施設を絞り込むためのノーザン州の医療施設の場所、人材、機材、設備など基礎的な情報収集調査を行った。その後、OD1において、タマレ中央病院の施設状況や診療実績や予算・人員配置等の運営維持管理概況（同地域にて三次リファラルとして位置づけられる国立タマレ教育病院と対比させつつ）、同州保健医療施設（郡病院18施設、ポリクリニック4施設、保健センター106施設、クリニック42施設）の人員配置（及び計画）、機材メンテナンス体制、不足機材リストアップ、他ドナーによる支援計画を確認するとともに、ノーザン州の人口動態、疾病構造、同州保健医療施設（郡病院、ポリクリニック、保健センター、クリニック）のリファラル体制の現状、及び設置法・基準との乖離状況を確認し、協力対象機材・施設を設

定した。OD2 においては上記ポイントを確認し、OD1 で選定された協力対象サイトの妥当性を確認する。

### 3) ガーナ側の実施体制及び実施体制を取り巻く政策動向・制度等の確認

OD1 の調査結果等を参考に、本事業計画実施に係る先方の負担事項、人員・予算確保の計画や、施設・機材の運営維持管理体制などについて確認する。ノーザン州内における、リファラル体制の課題及び実施中の改善策についても確認する。また、ガーナでは地方分権化が進んでおり、本事業対象施設と自治体との関係について情報を収集し、事業実施に関係、影響する法・規制の整理・分析と今後の持続性（予算、人員）にかかる整理・分析を行う。更に、保険制度と病院の運営との関係、それが事業におよぼす影響を分析する。

### 4) 他ドナーとの連携可能性等の確認

保健分野全般では、米国国際開発庁、韓国国際協力団、世界銀行、欧州連合、国連諸機関などが主要ドナーである。本調査においては、関連する他ドナーによる、効果的な医療サービスの質及びリファラル体制の改善に向けた重複の有無及び事業に関連のある技術協力等の情報を収集し、適切に協力範囲、規模を定める。特に 2013 年に国連児童基金により、日本政府拠出金を通じたタマレ中央病院向けの新生児保温器等の医療機材供与実績が有ること、また 2018 年に草の根無償「ウエスト・ゴンジャ病院（CHAG 施設）」が採択・署名されたことから、協力内容の重複の有無を確認する。

### 5) 先行案件からの教訓の活用

過去の類似案件の効果の発現状況、施設・機材の利用・維持管理状況等について関連資料をレビューし、本調査にその教訓を反映させる。先行する無償資金協力「アッパーウエスト州基礎的医療機材整備計画」（2006 年）、「アッパーウエスト州地域保健施設整備計画」（2012 年）の保健医療施設・機材の維持管理状況、各施設が提供しているサービス、協力内容の絞り込み基準、課題やプロセス等を、本調査における協力内容検討の参考とする。

### 6) 実施中の他の JICA 事業との相乗効果の確保

本事業の対象州であるノーザン州は技術協力プロジェクト「北部 3 州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト」（2017 年～2022 年）の協力対象州のひとつでもある。同事業を通じ地域保健（CHPS）を通じた予防・健康増進を図るとともに、健康リスクがある場合には早期の保健医療施設受診を推奨しており、今回対象となるタマレ中央病院は CHPS 施設（本事業の対象とする保健医療施設よりさらに下位レベル）からの紹介先施設、また、技術協力「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」（2018 年～2021 年）を通じ推進する母子継続ケアを提供する施設と位置づけられる。また、無償資金協力「貧困削減戦略計画」（2017 年）においては、北部三州における CHPS のモニタリング能力向上、CHPS 整備のための財政支援を実施しており、同州内全レベルの施設整備に貢献し、サービスの質改善に繋がると考えられ、本事業との相乗効果が見込まれる。

本調査においては上記の技術協力プロジェクトの専門家とも十分に情報共有、意見交換を行い、ガーナの保健医療施設におけるサービスの質及びリファラル体制の現状と課題を把握する。特に「北部 3 州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト」との関係では、本プロジェクトによる CHPS の計画・実施能力の強化、コミュニティ活動強化、ガバナンス強化を目指す人材育成支援を通じた医療サービスの質の向上への取り組みから、本事業が対象とする CHPS より上位施設の医療サービスの質の向上とリファラル体制強化に期待できる効果を確認し、施設・機材の絞込みへの参考情報としても活用する。

### 7) 医療機材の保守管理

「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」を参照の上、保守契約付帯が望ましい医療機材が計画内容に含まれる場合は、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。

### 8) JICA 事業による病院建設に関わる指針

「JICA 事業による病院建設に関わる指針」を参考に、予算、工期、先方の維持管理体制もふ

まえつつ可能な範囲で日本の病院のコンセプトである「患者中心の医療」のコンセプトを取り入れることを調査段階で検討し、提案する。

(5) 調査後の留意事項

本調査の結果については、本体実施者に漏れなく引き継がれるようにする。特に、後述する環境社会配慮に係るモニタリング計画案について、実施監理段階において確実に実施されるように留意する。

(6) コスト縮減の検討

施工方法、本邦技術の活用等の工夫により工期短縮、効率性の向上、工費圧縮、調達先（スペアパーツの入手先も含む）、ライフサイクルコストの勘案等を検討する。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえて、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。  
上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認及び更新

ガーナにおける保健医療分野の上位計画および方針、ノーザン州における保健戦略・活動計画、課題、本協力対象事業の位置づけ、他ドナーの援助動向等を確認し、本事業の重要性及び要請の経緯と内容の確認及び情報の更新を行う。

1) ガーナ医療セクター上位計画の概要と協力対象事業の位置付け

- ア. 保健医療にかかる政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要と協力対象事業の位置づけ
- イ. 保健医療体制（保健にかかる行政、政策、システム、人材、予算等）

2) 対象地域の状況調査

- ア. 保健医療基礎データ（人口、平均寿命、乳児・5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率、予防接種率、疾病構造、貧困度など）
- イ. 保健医療サービス（組織体制、保健医療施設数（政府系・民間）、病床数、医療従事者、入院・外来患者数、入院・外来疾患、死亡原因、リファラル体制、診察料など）
- ウ. タマレ中央病院及び施設建設予定地周辺の地理的情報（地理的状况、年齢別人口、管轄地域・人口、アクセスなど）
- エ. タマレ中央病院の機材の現状及び活用状況
- オ. タマレ中央病院の医療従事者の技術レベル等
- カ. 州内及び周辺地域の保健医療分野の研修の現状とニーズ
- キ. 入院・外来患者の居住地域、周辺地域の二次・三次病院との診療内容・科目における比較等、タマレ中央病院のガーナ北部地域における役割・位置づけにかかる情報
- ケ. 対象地域の今後の自然人口増の予測及び、施設建設による周辺地域からの患者流入の予測

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト所管・監督省庁である保健省と実施機関であるガーナ保健サービス（以下、GHS）、ノーザン州タマレ中央病院の役割分担を確認した上で本協力対象事業の実施体制を確認する。併せて、同関係諸機関の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準に関する情報を収集する。

(5) サイト状況（自然条件等）調査

1) タマレ中央病院における病院機能・施設・機材・運営管理体制

既存施設・既存機材の状況、要請施設・機材の活用計画、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力とリファラル体制の現状を調査する。また、要請施設の建設予定地の用地確保状況、自然環境・気候等について調査及び更新する。さらに、給排水・給電等が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策を明確にする。

2) ノーザン州下位保健医療施設の状況調査

現地で先行的に行われた保健医療施設の情報収集調査結果を参考に、タマレ中央病院へのリファラル元となる郡病院、ポリクリニック、保健センター、およびクリニック（15施設程度）において、既存機材の状況・活用状況、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力とリファラル体制の現状を調査する。調査対象施設の選定方法については、5. 実施方針および留意事項の（4）、2）、ア.を参考に提案すること。

3) 自然状況等

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定サイトにおいて、自然条件調査（地形測量、地質・地盤調査、地中障害物/埋蔵物調査、給排水/水質調査）を行う。本件については、別紙1の仕様書のとおり、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。なお、自然条件調査にかかる費用は別見積りとする。

(6) 環境社会配慮に係る調査

ガーナの環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本事業のカテゴリを確認するとともに、本事業の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセス、許認可が必要な場合には想定される期間を確認する。（なお、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、本事業による環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、要請時の事前スクリーニングにおける本事業の環境社会配慮におけるカテゴリ分類はCとなっている。）環境社会配慮に係り必要となる諸手続きについては、これを具体的に整理し、本体事業実施に際して、確実な実施が確保できるよう、配慮する。

(7) 施設計画調査

施設の要請内容（配置図、仕様、建設対象施設等）を確認し、最適案を作成する。また、母子保健に関わる機能を優先し、診療科、病棟の選定を行う。

(8) 機材計画調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

機材調達計画については、要請機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、ガーナ国内における同機材の仕様有無や維持管理を含む先方の実施能力を見極め、現地代理店や保守契約の条件、必要となる試薬等の調達方法を十分に確認し、適切且つ効果的な規模の協力内容となるよう、計画機材品目及び数量の設定を行う。協力内容の絞り込みが必要となる場合の優先度に関しても、ガーナ側の要望、協議結果及び調査結果を踏まえて提言する。また、機材仕様については、入札に対応できる精度を確保する。

(9) 設備計画調査

分娩室、救急救命室、手術室、新生児集中治療室、小児病棟、女性病棟、男性病棟等の要請を踏まえ、必要且つガーナ側が維持管理可能な設備を計画する。また、給電・給排水等、施設が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策を明確にする。

(10) 施工計画調査

現地事情に見合った適切な規模の計画とするとともに、主要資材（コンクリート、鉄筋、鉄骨等）の調達事情、単価変動等を確認及び更新する。

施設・機材の規模については、実際のニーズや先方の運営・維持管理能力を十分に確認した

うえで、入念に検討し策定する必要があるため、概略設計調査段階では、絞込みに必要なクライテリアを複数検討し、同クライテリアに基づく選定に伴うリスク、効果等を比較検討する。また、当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認及び更新する。

#### (1.1) 調達計画（事情）調査

機材計画調査要請機材の内容（種類、数量、仕様等）の確認、必要性・妥当性、優先順位を検討する。また、機材の運営・維持管理体制（人員・予算・技術レベル等）を確認する。

- 1) 当該国の現地業者の受注・施工実績、施工能力・技術力、人員、財務力、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。
- 2) 協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査及び更新する。
- 3) 資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターセールスサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。
- 4) 保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材については、保守契約の内容等を考慮し、持続性やリスクを分析したうえで調達方法の検討を行う。

#### (1.2) 医療状況及び援助動向調査

対象サイトにおける保健医療分野に関する現状と課題と将来計画（各種保健指標の状況、医療施設の設置状況、保健医療ニーズ、予算措置、保健人材配置状況・配置計画等）と本事業との関係性を再確認する。また、他ドナーの援助動向、本事業との重複を確認及び更新する。

#### (1.3) プロジェクト内容の計画策定

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。さらに帰国後 30 日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としななければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

機材仕様については入札に対応できる精度を確保する。

##### 1) 計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

##### 2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、協力対象事業として計画される事業内容の基本計画を検討する。

##### 3) 概略設計図の策定

##### 4) 施工管理計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画

- ・ 計画方針（内容、数量、使用、優先順位づけ等）
- ・ 調達事情（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ・ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
  - ・ 配置場所
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ・ 保守契約（対象医療機材、契約内容、期間、費用等）

#### （14）ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認及び更新し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネントガイドライン（第3版）」（2010年版）を参照のこと。

#### （15）相手国側負担事項の確認及び更新

相手国側負担事項（免税、用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、電気・給水設備の引き込み、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、対応、履行のスケジュール、必要に応じ、コストの積算における関係省庁等を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。その際、支払授權書（A/P）等を含む諸手続き、責任主体、費用等の詳細をミニッツの別添として取りまとめ合意する。

なお、協力対象事業ではサイト選定、用地確保に際して、非自発的住民移転は生じない予定であるが、万一对応すべき事項が生じた場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるが、近年免税措置に一部問題が生じているケースがあるため、次項の免税に関する調査を実施する。調査結果は、無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。

#### （16）税制情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの省庁によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報の更新を行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ提出する。

#### （17）施設・機材の維持管理計画

GHS 並びに対象のノーザン州タマレ中央病院、州内下位保健医療施設（郡病院、保健センター、クリニック、ポリクリニック）が行う施設・機材の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。その際には、単なる人件費だけでなく、スペアパーツや消耗品類の入手方法についても確認する。また維持管理費の概算及び維持管理上の留意事項を提言し、確実な維持管理のための費用を先方政府と確認し、必要予算を算出すること。

#### （18）事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費

を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上で JICA に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編（土木／建築分野）」（2017年7月）及び機材編」（2017年7月）を参照すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 保守契約付帯

積算にあたっては、「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」を参照の上、保守契約付帯を含めた場合の積算も検討する。

4) 予備的経費

協力対象事業に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。予備的経費が必要であると JICA が判断した場合、JICA が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ. 工事量変動にかかるリスク

ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水等）

エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ. 治安状況にかかるリスク

(19) プロジェクトの評価

協力対象事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、協力対象事業完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

[https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid\\_business.html](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html)

(20) ジェンダー課題に関する調査

1) ジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。

2) 施設計画（設計仕様等）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

(21) 施行時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイドンス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ガーナでの最近の既往調査報告書等や事務所からガーナでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したガーナの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりガーナの他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じてガーナで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所に報告を行う。

(22) 協力対象事業実施に向けた留意事項の整理

「協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、協力対象事業実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(23) 想定される事業リスクの検討

協力対象事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。特に先方負担事項にどのようなリスクがあるのかを十分に検討する。

(24) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(25) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業への事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議する。

(26) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をガーナ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による協力対象事業の技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ協力対象事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(27) 準備調査報告書等の作成

ガーナ関係者等への準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- 7) 免税情報シート

## 7. 報告書等

調査の各段階において作成・提出する成果品等は以下のとおり。この内、(5)から(11)を成果品とし、提出期限を2021年8月20日とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| (1) 業務計画書        | : 和文2部           |
| (2) インセプション・レポート | : 和文2部、英文2部      |
| (3) 現地調査結果概要     | : 和文2部           |
| (4) 準備調査報告書(案)   | : 和文2部<br>: 英文2部 |
| (5) 積算資料(積算審査用)  | : 和文2部           |

- (6) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文 2 部  
 ※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。）
- (7) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚  
 (※完成予想図を含む。)
- (8) 準備調査報告書 : 和文（製本版）8 部及び CD-R 1 枚  
 (※完成予想図を含む。) : 英文（製本版）8 部及び CD-R 2 枚  
 : 和文（先行公開版）2 部及び CD-R 1 枚
- (9) 機材仕様書 : 和文 2 部  
 : 英文 3 部
- (10) デジタル画像集 : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）
- (11) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 : CD-R 1 枚

(12) 免税情報シート : 和文 2 部、英文 2 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」及び「協力準備調査の設計・積算マニュアル補完編（土木／施設分野）」（2017 年 7 月）及び機材編（2017 年 7 月）を、その他については「無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン（2015 年 4 月）改訂版」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

(別紙1)

ガーナ国  
「ノーザン州医療体制改善計画」協力準備調査にかかる  
自然条件調査仕様書

### 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト・サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

### 2. 調査項目

#### (1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

成果品：測量結果

#### (2) 地質調査／地盤調査

目的：施設位置の決定、基礎形式の検討、設計に必要な情報の確認を行う。

内容：ボーリング(20メートルを目安とし、かつ支持層が確認できるまで)、土質試験(膨張性土の有無について要確認)等

成果品：試験結果、柱状図、調査結果

#### (3) 地中障害物/埋設物調査

目的：地中障害物・廃棄物などの有無の確認を行う。

内容：施設、付帯構造物計画位置で試掘等

成果品：調査結果

#### (4) 給排水／水質／給電調査

目的：検査室・研修棟で使用可能な水質・水量・電力量であるかを確認する。

内容：水量、水質、断水・水圧低下の有無及び時間帯、電圧・周波数変動、停電頻度、停電時間帯等、医療用排水の放流先

成果品：試験結果

### 3. 対象サイト

先方から提示のあったタマレ中央病院の建設候補地

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：医療施設・機材整備に係る BD、OD、DD、SV

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／建築計画
- 機材計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／建築計画）】

- a) 類似業務経験の分野：医療施設・機材整備に係る BD、OD、DD、SV
- b) 対象国又は同類似地域：ガーナ及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 機材計画】

- a) 類似業務経験の分野：医療機材整備に係る BD、OD、DD、SV
- b) 対象国又は同類似地域：ガーナ及び全途上国
- c) 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2020年10月上旬より現地調査を行い、協力対象範囲の整理、概略設計の調査を行い、帰国後に国内解析を実施し、2021年4月までに概略事業費積算を行う（積算審査を含む）。2021年5月中旬から現地調査2（概略設計ドラフト説明）を実施することを想定する。2021年7月中旬頃までに概要資料、2021年8月中旬頃までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	2020				2021							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
(概略設計調査)												
事前準備	□											
現地調査(OD)		■										
国内解析			□									
概略設計ドラフト説明(DOD)									■	□		
国内整理												
概略設計概要資料提出											△	
最終報告書提出												▲

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 14 人月 (M/M) (現地業務 約 5 M/M、国内業務 約 9 M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／建築計画(2号) (評価対象者)
- ② 建築設計／自然条件調査／環境社会配慮
- ③ 設備計画
- ④ 施工計画／積算
- ⑤ 機材計画(3号) (評価対象者)
- ⑥ 調達計画／積算
- ⑦ 保健医療計画

注)業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。なお、上記調査にかかる費用は別見積りとして計上すること。

#### 【自然条件調査】

- 1) 地形測量
- 2) 地質調査／地盤調査
- 3) 地中障害物/埋設物調査
- 4) 給排水/水質/給電調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、自然条件調査仕様書は別紙のとおり。

#### (4) その他の留意事項

##### 1) 無償資金協力事業の実施体制

協力対象事業が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2017年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

##### 2) 業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

##### 3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

##### 4) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAガーナ事務所、在ガーナ日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### 3. 業務従事者の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 4. プレゼンテーションの実施本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
  - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。  
東京⇒ドバイ⇒ガーナ（エミレーツ航空）
- (5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

## 6. 配布資料／公開資料等

### (1) 配布資料

- ノーザン州医療体制改善計画準備調査報告書（案）（OD1実施結果の報告書）
  - Northern Region Health Facility Assessment（基礎情報収集確認調査報告書）
- ※ガーナ国医療施設標準機材リスト、ガーナ健康保険公社による病院認証基準については、基礎情報収集確認調査報告書内に記載があるので、参照すること。
- JICA「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」
  - JICA人間開発部「JICA事業による病院建設に関わる指針」（2015年8月）
  - JICA「基礎研究 開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用基礎研究報告書」（2016年6月）

### (2) 公開資料

以下の資料についてはJICA図書館ポータルもしくはウェブにて閲覧可能です。

- ガーナ国「アッパーウエスト州基礎的医療機材整備計画」基本設計調査報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/11836590\\_01.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11836590_01.pdf)
- ガーナ国「アッパーウエスト州地域保健強化プロジェクト」業務完了報告書  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/0604668/reports.html>
- ガーナ国「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービスプロジェクト」事業完了報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12266466.pdf>
- ガーナ国「アッパーウエスト州基礎的医療整備計画」基本設計調査報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/11836590\\_01.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11836590_01.pdf)
- ガーナ国「北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プ

プロジェクト」事業事前評価表

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_1600240\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1600240_1_s.pdf)

- ガーナ国「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」プレスリリース  
[https://www.jica.go.jp/press/2017/20171030\\_01.html](https://www.jica.go.jp/press/2017/20171030_01.html)

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(30)</b>	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	10	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	3	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(60)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(40)</b>	
	<b>業務主任者 のみ</b>	<b>業務管理 グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／建築計画	<b>(40)</b>	<b>(16)</b>
ア) 類似業務の経験	16	7
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4	2
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	8	3
オ) その他学位、資格等	6	2
② 副業務主任者の経験・能力：	—	<b>(16)</b>
ア) 類似業務の経験	—	7
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	<b>8</b>
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画</b>	<b>(20)</b>	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	4	
エ) その他学位、資格等	4	

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 1 業務名称 | 【案件名】                          |
| 2 対象国名 | 【国名（地域名）】                      |
| 3 履行期間 | 2000年00月00日から<br>2000年00月00日まで |
| 4 契約金額 | 円<br>(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)      |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：人間開発部保健第一グループ第二チームの課長
- （2）分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン  
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2018年5月）」を削除し、  
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。
- （2）第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

#### 【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成  
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

**【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】**

(契約の分割)

第●条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月  
(2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月  
(3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

**【オプション3：詳細設計業務の場合】**

(瑕疵担保等)

第●条 発注者は、約款第13条第4項に基づく成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査の合格の日から3年以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、検査合格の日から10年とする。
- 5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果品の瑕疵が発注者の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指示等が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

(一括確定額請負)

第●条 以下の各号に示す部分業務については、約款第14条の規定にかかわらず、以下の各号に示す成果品が約款第13条に規定する確認検査に合格したことをもって、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」に規定する金額を確定し、支払の請求を行うことができるものとする。

- (1) ○○○の水理模型実験（特記仕様書第〇条（●）参照）  
成果品：○○○水理模型実験最終報告書（特記仕様書第●条（△）参照）
- (2) ■■■■■設計業務（構造）（特記仕様書第〇条（●）参照）  
成果品：■■■■■にかかる技術仕様書及び設計図面（入札図書案の一部）  
（特記仕様書第●条（■）参照）

2 前項各号の部分業務に関係する再委託については、付属書Ⅰ「共通仕様書」第9条第3号に規定する「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」を適用しないものとする。

注) ランプサム（一括確定額請負）型を一部業務に適用した場合、当該一部業務に対する（確定）報酬額は、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」において、「確定金額請負分」の項目を追加で設けた上で、当該（確定）報酬額を記載することとします。

**【オプション4：12ヶ月を超える履行期間となる場合】**

(前金払の上限額)

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回(契約締結後)：契約金額の○○%を限度とする。
- (2) 第2回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の●●%を限度とする。
- (3) 第3回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の◎◎%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。